

# 群馬県農業制度資金実地調査要領

## 1 実地調査の目的

融資実行から事業完了確認までの一連の手続き等を実地調査することによって、制度資金貸付けの適正化を図る。

## 2 調査対象とする制度資金

- (1) 農業近代化資金（原則として、貸付金額 500 万円以上とする。）
- (2) 総合農政利子負担軽減制度
- (3) 就農支援資金（就農施設等資金）
- (4) 中山間地域活性化資金

## 3 調査対象年度

原則として、前年度貸付実行分

## 4 実地調査の法的根拠

- (1) 群馬県農業近代化資金融通措置条例第 6 条
- (2) 群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱第 16 条
- (3) 就農支援資金群馬県貸付金貸付等要領第 3 の 11 の(2)
- (4) 群馬県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第 7 条

## 5 調査対象とする融資機関

農協等融資機関

## 6 調査担当者

農業事務所及び農業構造政策課職員

## 7 調査会場

融資機関の本・支店

## 8 調査期間

毎年度 9 月から 2 月の間

## 9 調査方法

- (1) 農協等融資機関との日程調整（農業事務所）
- (2) 農協等融資機関への調査通知（農業事務所）
- (3) 借入申込書、事業完了届、領収書等関係書類の準備（農協等融資機関）
- (4) 別紙「調査のポイント」により書面調査及び現地調査（農業事務所及び農業構造政策課）
- (5) 調査結果総括及び報告（農業事務所及び農業構造政策課）
- (6) 調査調書は別紙様式に基づき作成、農業構造政策課へ報告する。

## 10 その他

- (1) 農業近代化資金については、必要に応じて貸付金額に拘らず、調査対象とする。  
特に、前年度に調査対象にならなかった支所等を対象にする必要がある。
- (2) 支所等での調査時間を十分に確保した上で、効率よく書面調査を行うとともに、現地調査の件数を可能な限り多くする。
- (3) 農林中央金庫が貸付けた資金及び中山間地域活性化資金については、農業構造政策課が行う。

(4) 調査に併せて、制度資金の改正内容等の周知を図るとともに、農協等融資機関、農家の要望等を聴取し、今後の制度改正、運用等に反映させる。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙

### ◎調査のポイント

#### ○書面調査

- ・事業完了届により承認状況との差異を確認する。
- ・資金の交付及び支払の状況が明確であるか否か。  
(専用口座、別段口座、留保金勘定、・・・)
- ・書類の整理状況(貸付案件の把握状況)
- ・金銭消費貸借契約証書  
記入漏れ、記入誤り
- ・農業経営改善関係資金基本要綱に基づく貸付けについては、「経営状況報告書」(基本要綱別紙7)の提出の有無等を確認する。
- ・税務申告書中の「減価償却計算書」と「事業完了届」との突合

#### ○現地調査

- ・施設及び特異なケースを中心に実施する。
- ・函面との突合
- ・目的外使用の有無

#### ○その他

- ・前年度からの継続案件については、再度調査する。
- ・調査調書及び調査方法は、独自のものでも可。
- ・会検のスケジュールを睨んで、調査を実施する。
- ・外部監査において、承認申請時の添付書類、記載事項等の不備が指摘されているので、必要に応じて指導する。

### ◎実地調査とは別に実施(可能な範囲で任意調査)

#### ○貸付実行後数年経過した案件の追跡調査(現地)

#### ○利子補給対象案件の償還及び残高状況の確認(台帳等)